平成２３年（フ）第３２号
岡山県倉敷市昭和１丁目１番38―605号　チサンマンション
債務者　山本　哲三
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道帯広市東９条南14丁目２番地２　東９条南14丁目宿舎Ｄ―101号
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
釧路市桜ケ岡２丁目５番５号
債務者　寺澤　昭彦
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
島根県出雲市東福町243番地47　雇用促進住宅雲州平田宿舎２―506
債務者　平野　正己
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４８号
沖縄県沖縄市上地２丁目10番15号　仲程貸間２Ｆ
債務者　兼城美千代
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２８２号
東京都青梅市本町121番地の１サンレイ青梅601号
債務者　田中　雄治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９５号
東京都昭島市宮沢町２丁目11番11号サマックスナガキドＥ202号
債務者　清永　隆之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目８番地の11コーポクレマチス１―202
債務者　清水　邦浩
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１８号
東京都東久留米市滝山６丁目１番25―303
債務者　佐藤　佐吉
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
熊本県八代市千丁町太牟田2330番地１　203
債務者　上野　悦郎
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県八代市鏡町両出1324番地１　107
債務者　柴田みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第９３号
川崎市多摩区長尾７丁目３番８号　新開荘204
債務者　宮城　民世
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
川崎市宮前区潮見台８番27号　Ｍ―ＳＴＡＧＥⅠ202、前住所川崎市宮前区潮見台７番27号　Ｍ―ＳＴＡＧＥⅡ201
債務者　藤岡　豊美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
川崎市中原区新城１丁目２番18号　北京ビル301
債務者　加々谷俊彦
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
岡山市北区牟佐1445番地
債務者　福井　吉孝
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部